

相談体制ぐぐっと充実！

消費者を守る拠点 3.25^金開設

多様化・複雑化する消費者トラブルに対応するため
3月25日、消費生活センターを市役所東側に開設
します。開設に合わせて相談体制もぐぐっと充実。
悪質商法や多重債務などの消費者トラブルでお困
りの方など、どうぞ気軽にご利用ください。

☎生活環境課 ☎54-8003

久慈広域の消費者
の安全を守る施設
が誕生します。ぜひ
ご利用ください！



トラブル年々複雑化

社会の高度情報化や景気の低迷に伴い、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。インターネットを利用して買い物ができるようになるなど生活が便利になった反面、消費者トラブルは多様化・複雑化し、多重債務の問題も年々大きくなっています。

この問題に対応するため、国は貸金業法などの法改正に着手。平成21年9月には消費者庁を設置し、同時に「市町村が主体となって消費生活相談を行う」ことなどを定めた消費者安全法を施行しました。

開設で市の体制充実

市は消費者トラブルの予防・解決に向けた取り組みをさ



平成21年度から始めた消費者力アップ講習会。本年度は40人がトラブル解決法などを学びました

【消費生活出前講座】

町内会などの団体や学校に無料で講師を派遣し、悪質商法の手口や問題の解決方法などをお教えします。希望の日時や内容をお知らせください。

【消費生活講座】

久慈広域の住民を対象に、講習会を開催。一定の回数以上受講した方には、消費生活問題リーダー証を交付します。

久慈広域も担う拠点

消費者の生活と安全を守る拠点施設。県北広域振興局に設置されている消費生活相談窓口は3月いっぱいまで廃止され、4月からは同センターが「久慈広域消費生活センター」の役割も担います。

悩みの解消や、トラブルを解決するには、早めの相談が肝心です。皆さんどうぞ気軽にご利用ください。

らに強化するため、3月25日

(金)から「消費生活センター(下記を参照)」を開設します。

これまでも専門知識のある相談員1人を配置して講習会なども開いてきましたが、4月以降は相談員を増員し、より充実した体制で取り組みを進めます。センターの主な事業内容は次のとおりです。

①相談・苦情処理

相談や苦情に対応します。例えば次のことや家計のことでも結構です。困ったときは、すぐにご相談ください。

- ・商品やサービスへの苦情
- ・契約や取り引きで困った
- ・身に覚えのない請求がきた
- ・営業の電話勧誘がしつこい
- ・借金が返済できない

②情報収集と発信

消費生活に関する情報を集め、皆さんにお知らせします。市内で起きた身近な事例などは貴重な情報源です。契約や取り引きであやしいと思われ事例がありましたら、ぜひセンターにお寄せください。

③出前講座や講習会

消費者トラブルを予防し、被害を少なくするために次の事業を行います。

トラブル解決の力になります！

消費生活センター

市役所東口に隣接するセンター。3月25日の開設に向けて、現在は内装工事中です



商品やサービスへの苦情

身に覚えのない請求

営業の電話勧誘がしつこい

借金が返済できない

契約や取り引きで困った

利用案内

【相談の受付時間】

平日
9時～16時

【問い合わせ先】

☎54-8004

※3月25日以降の問い合わせ先です。3月24日までは、生活環境課 ☎54-8003にお問い合わせください

【施設 DATA】

住所 久慈市川崎町1-1
(市役所に隣接・東口)

設備 相談室3室、待合スペース、事務室を完備

事業費 3,540万円

構造 鉄骨造平屋建

面積 建築140.69㎡
延床134.69㎡